

障害基礎年金（3）：7分

1. 経過措置による障害基礎年金（平成6年改正法附則第4条）
2. 特例措置による障害基礎年金（平成6年改正法附則第6条）

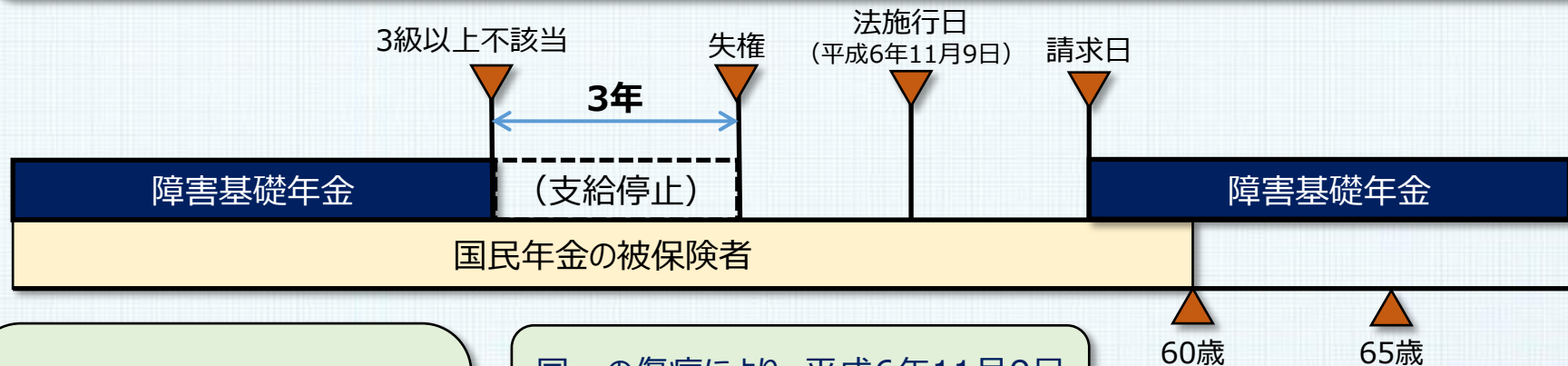
※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・平成6年改正法附則第4条……平成6年改正国民年金法附則第4条

経過措置による障害基礎年金①（平成6年改正法附則第4条）

平成6年の法改正前は、障害基礎年金等の受給権者が厚生年金保険法の障害等級の3級以上に該当しなくなってから3年を経過すると、その受給権は消滅する取り扱いとなっていたが、**法改正により、65歳に達するまでの間は、受給権は消滅せず支給停止すること**に改められた。



平成6年11月9日前に、障害等級の3級以上に不該当のまま3年を経過したことを理由に、障害基礎年金等の受給権が消滅した者のうち

同一の傷病により、平成6年11月9日に障害等級の2級以上に該当する者

同一の傷病により、平成6年11月10日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当した者

65歳到達日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求できる

経過措置による障害基礎年金②（支給要件）

（平成6年改正法附則第4条）

経過措置による障害基礎年金の支給要件

- | | |
|---|---|
| 1 | 平成6年11月9日前に障害基礎年金等の受給権を有していたことがあること |
| 2 | 平成6年11月9日前に障害等級の3級以上に3年以上該当しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権が消滅したこと |
| 3 | 受給権が消滅した障害基礎年金等の支給事由となった傷病により、平成6年11月9日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当したこと |

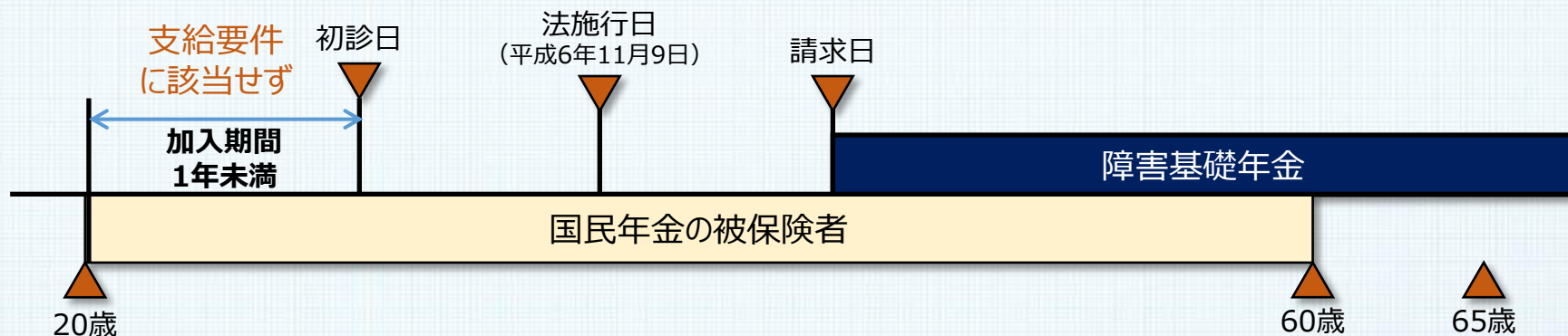


上記の3つの要件をすべて満たしている場合は、**65歳到達日の前日**までの間に、障害基礎年金の支給を請求することができる

経過措置による障害基礎年金は、請求日が受給権発生日となり、請求日の属する月の翌月から支給が開始される

特例措置による障害基礎年金①（平成6年改正法附則第6条）

昭和61年4月1日前の旧法では、現在よりも障害年金の支給要件が厳しかったため、公的年金制度の加入期間中に障害の状態となっても、**当時の支給要件に該当せず**、障害年金の支給を受けることができなかった者がいる。



平成6年の法改正

当時の支給要件に該当せず、障害年金の支給を受けることができなかった者についても、現在の支給要件に該当する場合には、**特例的に法第30条の4の規定に基づく障害基礎年金（20歳前傷病による障害基礎年金）**の支給を請求できることに改められた。

特例措置による障害基礎年金②（支給要件）

（平成6年改正法附則第6条）

特例措置による障害基礎年金の支給要件

初診日要件	昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にある傷病の初診日に、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者または共済組合の組合員であり、かつ、その傷病による障害について障害基礎年金または被用者年金各法による障害年金等の受給権を有したことがない者
保険料納付要件	初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること（保険料納付要件の経過措置は適用されない）
障害認定日要件	平成6年11月9日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当したこと



上記の3つの要件をすべて満たしている場合は、**65歳到達日の前日**までの間に、障害基礎年金の支給を請求することができる



特例措置による障害基礎年金は、請求日が受給権発生日となり、請求日の属する月の翌月から**20歳前傷病による障害基礎年金**が支給される

確認問題

問題 1

障害基礎年金の受給権を有していた者が、平成 6 年 1 月 9 日前に厚生年金保険法の障害等級に不該当のまま 3 年を経過して受給権を喪失していた場合、同一の傷病により、同日から 6 5 歳に達する日の前日までの間に 1 級又は 2 級の障害の状態になったときは、6 5 歳に達する日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求することができる。

解答



(平成 6 年改正法附則第 4 条)

問題 2

昭和 6 1 年 4 月 1 日前の旧法において、障害年金の支給要件に該当しなかった者であっても、平成 6 年 1 月 9 日から 6 5 歳に達する日の前日までの間に障害等級の 2 級以上に該当し、一定の要件を満たす者については、法第 3 0 条の 4 (2 0 歳前傷病) の規定による障害基礎年金が支給される。

解答



(平成 6 年改正法附則第 6 条)

